相続債権者並遺贈者への請求申出の催告

本籍福岡県大野城市瓦田一丁目九四四番地
二、最後の住所福岡県大野城市白木原三丁目
三番一五号一〇一号
被相続人　亡　川上きし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日
福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番二一号
相続財産管理人　伊藤美登利

無縁墳墓等改葬公告

墓地使用者不明のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年五月十一日
一、墳墓等所在地　三重県伊勢市御薗町高向字上
蓼原
一、墳墓等の名称　宮川町共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　中谷勝二、西川八左衛門、日高友吉
一、改葬を行おうとする者　三重県伊勢市宮川二丁目一三番六五号　宮川町町内会会長　山本房彦

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社大平みどり会
二、代表者の氏名　渡辺　健
三、主たる営業所の名称及び所在地　株式会社大平みどり会　鹿児島県南さつま市加世田本町二七番地一
四、許可年月日　昭和五十一年六月十七日
五、許可の失効年月日　平成二十八年一月三十一日
六、営業保証金等の金額
①　営業保証金　金十万円
②　前受業務保証金　金四百六十三万二千円
七、前号の営業保証金等として割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年五月十一日
鹿児島県南さつま市加世田本町二七番地一
株式会社大平みどり会
代表取締役　渡辺　健

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目二番二八号
河北新報企業年金基金
清算人　八浪　英明

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日
東京都大田区平和島六丁目一番一号
株式会社ＭＳ関東
規約型確定給付企業年金清算人
藤田　篤史

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日
岡山県浅口郡里庄町里見三一一一番地の一
シャープタカヤ電子工業厚生年金基金
清算人　大下　洋輝

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 5 月 11 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ゴールド文化交流企画　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4873号　④株式会社ゴールド文化交流企画　東京都葛飾区西新小岩三丁目５番１号　代表取締役　徳倉真太郎　⑤本社営業所　東京都千代田区鍛冶町１－９－11石川ＣＯビル５階　⑥平成12年９月20日　⑧平成28年３月17日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区西新小岩三丁目５番１号　株式会社ゴールド文化交流企画　代表取締役　徳倉真太郎

B　①イーホーム株式会社（でいタク）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6156号　④イーホーム株式会社　東京都葛飾区亀有三丁目27番１号　代表取締役　梅田信利　⑤本社営業所　東京都葛飾区亀有三丁目27番１号スリーパレスビル　⑥平成21年４月７日　⑧平成26年４月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区亀有三丁目27番１号　イーホーム株式会社　代表取締役　梅田信利

B　①株式会社エアークリスタル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5400号　④株式会社エアークリスタル　東京都新宿区須賀町１番地　代表取締役　小林勇二　⑤本社営業所　東京都新宿区須賀町１番地サントピア四谷１Ｆ　⑥平成16年１月８日　⑧平成27年12月４日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区須賀町１番地　株式会社エアークリスタル　代表取締役　小林勇二

B　①有限会社くりた観光　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－632号　④有限会社くりた観光　神奈川県平塚市南金目821番地２　取締役　栗田トミ子　⑤本社営業所　神奈川県平塚市南金目821番地２　⑥平成７年７月27日　⑧平成28年３月１日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県平塚市南金目821番地２　有限会社くりた観光　取締役　栗田トミ子